

住民税非課税世帯へ 物価高対策重点支援給付金(3万円)を支給します

物価高の影響を受けている住民税非課税世帯に対して、1世帯あたり3万円の給付金を支給します。

対象

基準日(令和6年12月13日)時点で市に住民票があり、世帯全員が令和6年度住民税均等割が非課税である世帯
※扶養されている人だけで構成される世帯は対象外です。

申請方法と給付時期

①支給対象世帯で、過去に本市で給付金の支給を受けたことがあ
る世帯には、1月20日にはがきで「支給決定通知書」を送付し、2月7日に支給を予定しています。記載されている振込先口座に変更がない場合は、手続きは不要です。

受けていますか？ がん検診

健康を守るため、定期的ながん検診の受診が大切です。

北九州市では、職場などで検診を受診する機会がない人を対象にがん検診を行っています。医療機関での個別検診と市民センター・区役所などでの集団検診があります。受診回数は1年に1回(胃がん検診(内視鏡)と乳がん検診は2年に1回)です。
なお、3月は受診希望者が多いため希望会場の予約が取りにくくなる場合があります。早めに受診しましょう。
各種検診の対象年齢、受診料など詳細は [図](#) を。

② 対象世帯とは別世帯であつても、扶養している児童は対象となりますが、申請が必要です。

① 以上の支給対象世帯には、1月31日に「支給要件確認書」を送ります。必要事項を記入し、6月2日までに返送してください。2月21日から順次、支給を予定しています。

◆ 受給方法

① の対象者は、手続き不要です。2月7日に「支給決定通知書」を送付し、同日、給付金(3万円)と合算して支給を予定しています。支給金額等は支給決定通知書の中でお知らせします。

◆ 加算対象となる児童の範囲

① 基準日(令和6年12月13日)に対象世帯と同一世帯の18歳以下(平成18年4月2日以降の生まれ)の児童(基準日以降に生まれた新生児を含む)
※施設入所児童は対象となりません。

◆ 加算対象となる児童の範囲

② 対象世帯に、児童1人当たり2万円のこども加算を支給します。

検診の種類

- 胃がん ○ 大腸がん
- 子宮頸がん ○ 結核・肺がん
- 乳がん ○ 前立腺がん

※子宮頸がんは個別検診だけ
※35〜39歳の胃がん、結核、肺がんは集団検診だけ
※自覚症状がある人は対象外です。速やかに医療機関を受診しましょう。

受診・予約方法

個別検診

医療機関へ事前に電話で予約をしてください。各医療機関については [図](#) を。市のホームページでもご覧になれます。

集団検診

日程は市政だより区版や市のホームページでお知らせします。
申検診希望日の前月の3日(3日)が土・日曜日、祝日の場合は翌日の9時から
集団検診予約センター
0570・783・077
0953・6168(ネットも可)。



▲検診実施機関



▲集団検診の予約はコチラから

各区役所健康相談コーナーか
保健福祉局健康推進課
☎582・2018



▲詳細はコチラから

重点支援給付金コールセンター ☎0120・034・553
受付時間:月～金曜日(祝・休日は除く)の9～17時

確定申告の申告期限は3月17日まで

担財政・変革局課税第一課 ☎582・2033

令和6年分の所得税と復興特別所得税、贈与税の確定申告の申告期限は3月17日(月)です。個人事業者の消費税と地方消費税の確定申告期限は3月31日(月)です。

確定申告が必要な人

- 事業所得や不動産所得等がある人で、令和6年中の所得金額の合計額が、基礎控除、配偶者控除、扶養控除などの所得控除の合計額を超える人
- 給与所得者で、▼給与の収入金額が2000万円を超える人
- ▼給与・退職所得以外の所得金額が20万円を超える人

年金受給者で申告が不要な人

公的年金などの収入金額が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の人は、所得税の確定申告書の提出は不要です。ただし、所得税・復興特別所得税の還付を受ける場合は、確定申告書の提出が必要です。

確定申告が必要な人でも、市民税の申告が必要な場合があります。

詳しくは、市政だより2月1日号でご案内します。

スマートフォンやパソコンから確定申告(e-tax)

確定申告書の作成は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。
※令和6年分からは、贈与税もスマートフォンでの申告が可能となります。



▲「確定申告書等作成コーナー」

会場での確定申告

● 会場では、スマートフォンをお持ちの人は、原則、ご自身で操作して申告書を作成します。マイナンバーカードを使って申告する際は、カード発行時に設定した①利用者証明用電子証明書(数字4桁)・②署名用電子証明書(英数字6〜16文字)のパスワードが必要です。

● 来場の際は、源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類とマイナンバーカードなどの本人確認書類が必要です。

● 入場には整理券が必要です。整理券は各会場当日配付します。LINEアプリでも事前発行しています。

● 会場の混雑緩和のため、状況に応じて、後日の来場をお願いする場合があります。



▲LINEでの整理券事前発行

納税はキャッシュレス納付を

「振替納税」指定の口座から自動引き落とし

※令和6年分の振替日は所得税が4月23日(納期限3月17日)、消費税が4月30日(納期限3月31日)です。納期限までに振替依頼書をご提出ください。

「スマホアプリ納付」スマートフォンから各種Pay払いで納付

※利用可能なPay払いは国税庁のホームページをご確認ください。



▲キャッシュレス納付について

インボイス制度について

インボイス発行事業者は消費税の申告が必要となります。

※基準期間の課税売上高が1000万円以下の場合も申告が必要です。
なお、インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者となった人には、消費税の納付税額を売上げに係る消費税額の2割とする特例(2割特例)を適用できます。



▲2割特例について

| 確定申告などについての問い合わせ先 | |
|-------------------|---------------|
| 門司税務署 | ☎321・5831(代表) |
| 小倉税務署 | ☎583・1331(代表) |
| 若松税務署 | ☎761・2536(代表) |
| 八幡税務署 | ☎671・6531(代表) |

※1月16日～3月17日は、「確定申告テレホンセンター」を開設しています。確定申告に関するご相談は、音声案内[0]を選択してください。

| 所得税・贈与税・消費税の確定申告相談受付 | | |
|------------------------|------------------|---|
| 対象地域 | 確定申告会場 | 開設期間・受付時間 |
| ●門司区 ●小倉北区 ●小倉南区 | AIMビル3階(小倉駅北側) | 2月17日～3月17日の毎週月～金曜日(祝・休日は除く、3月2日(日)は開場)9～16時 |
| ●若松区 | 若松税務署(若松区本町一丁目) | 2月17日～3月17日の毎週月～金曜日(祝・休日は除く)9～16時 |
| ●八幡東区 ●八幡西区 ●戸畑区 | 八幡税務署(八幡東区平野二丁目) | 2月17日～3月17日の毎週月～金曜日(祝・休日は除く)9～16時 ※八幡税理士会館には申告会場はありません |

※2月17日～3月17日は、門司・小倉税務署での申告相談は行っていません。
※3月2日(日)は、AIMビル3階で全ての区の申告相談を受け付けます。
※申告会場の混雑状況に応じて早めに受け付けを終了する場合があります。